

茨木市文化振興ビジョン (案)

平成26年(2014年)12月

茨木市文化振興施策推進委員会

《 目 次 》

第1章 文化振興ビジョンの策定に当たって	1
1 はじめに	1
2 文化振興ビジョンの位置付け	1
3 文化振興ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野	4
第2章 茨木市の文化的特性	5
1 市民の活発な文化芸術活動	5
2 豊富な文化資源	6
3 地理的条件	10
第3章 文化振興に関する茨木市の取組	11
1 多彩な文化芸術イベントの実施	11
2 次世代を担う若者の積極的な育成	12
3 市民文化芸術団体との協働	13
4 文化施設等の整備による活動支援	14
第4章 文化振興ビジョンの理念とその取組の方向性	16
1 市民との協働による文化のまちづくり	17
2 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	20
3 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成	23
4 郷土への愛着心の形成	25
5 文化的まちとしてのブランド形成	27
第5章 文化振興(ビジョン)の推進に向けて	30
1 ビジョンの推進に向けた体制	30
2 条例・計画等の策定	32

第1章 文化振興ビジョンの策定に当たって

1 はじめに

茨木市は、太古の昔（弥生時代）から大規模な集落が存在し、中世においては京都と大阪の中間に位置することから、政治・経済・文化の交流地点として、人々が盛んに行き交うまちでした。また、江戸時代には郡山宿本陣が置かれ、街道筋の拠点としても発達しました。さらには、ノーベル文学賞を受賞した文豪川端康成をはじめとした優れた功績を残す文化人とゆかりの深いまちでもあります。

こうした古くからの歴史を持つ茨木市では、歴史遺産や文化的伝統が今もまちに息づいています。

また、茨木市は市民による文化芸術活動が大変盛んなまちでもあります。文化芸術活動に取り組む文化芸術団体も数多く存在し、市民が開催するコンサート、展覧会、様々な発表会などを通じて、市内外の多くの方が文化芸術にふれる機会が創出されています。

文化芸術の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、市民生活に豊かさをもたらすものです。茨木市では、今まで培った素晴らしい文化資源を次世代に残し、今後も文化を創造し続けることのできる環境を整え、文化によるまちづくりを積極的に進め、茨木市をより魅力的なまちにしていくことが必要です。

これらのこと踏まえ、茨木市の文化振興に当たっての基本的な考え方や方向性を示す指針を明確にすることが求められています。

2 文化振興ビジョンの位置付け

(1) 文化振興施策の中長期的な指針

本ビジョンは、現状を整理した上で、文化のまちづくりの理念と目指すべき方向性や体制を定め、今後 10 年間の茨木市の文化芸術振興の指針となるものです。

(2) 基礎調査結果に基づく取組の方向性などの検討

本ビジョンは、平成 25 年度（2013 年度）に基礎データの収集・分析や、市民・学校アンケート調査、市内文化芸術団体インタビュー調査を行い、市の文化振興に関する現状を把握した上で策定したものです。

(3) 第 5 次茨木市総合計画等との関係

茨木市は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として、計画期間を平成 27 年（2015 年）から 10 年間とする「第 5 次茨木市総合計画」を策定しています。

「第 5 次茨木市総合計画」は、まちづくりの視点、スローガンを踏まえ、6 つのまちの将来像とそれを支えるまちづくりを進めるための基盤の方針を掲げています。

この中で、文化振興に関するまちの将来像は、『みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち』が掲げられています。これは、誰もが気軽に文化芸術活動に取り組むことができる機会を拡充するとともに、郷土の歴史の理解を通して、市民のふるさと意識が育まれるよう、文化遺産の保護を図る中で、あらゆる市民が“楽しい”と感じるものや空間、時間が見つかり心豊かな生活を送れる文化のまちを目指すものです。

本ビジョンは、特に市民の文化芸術の側面から、将来像の実現を図るために推進していくものとなり、他の関連計画等にも反映し、一体的な茨木市の文化施策の方向性を示すものとして策定したものです。

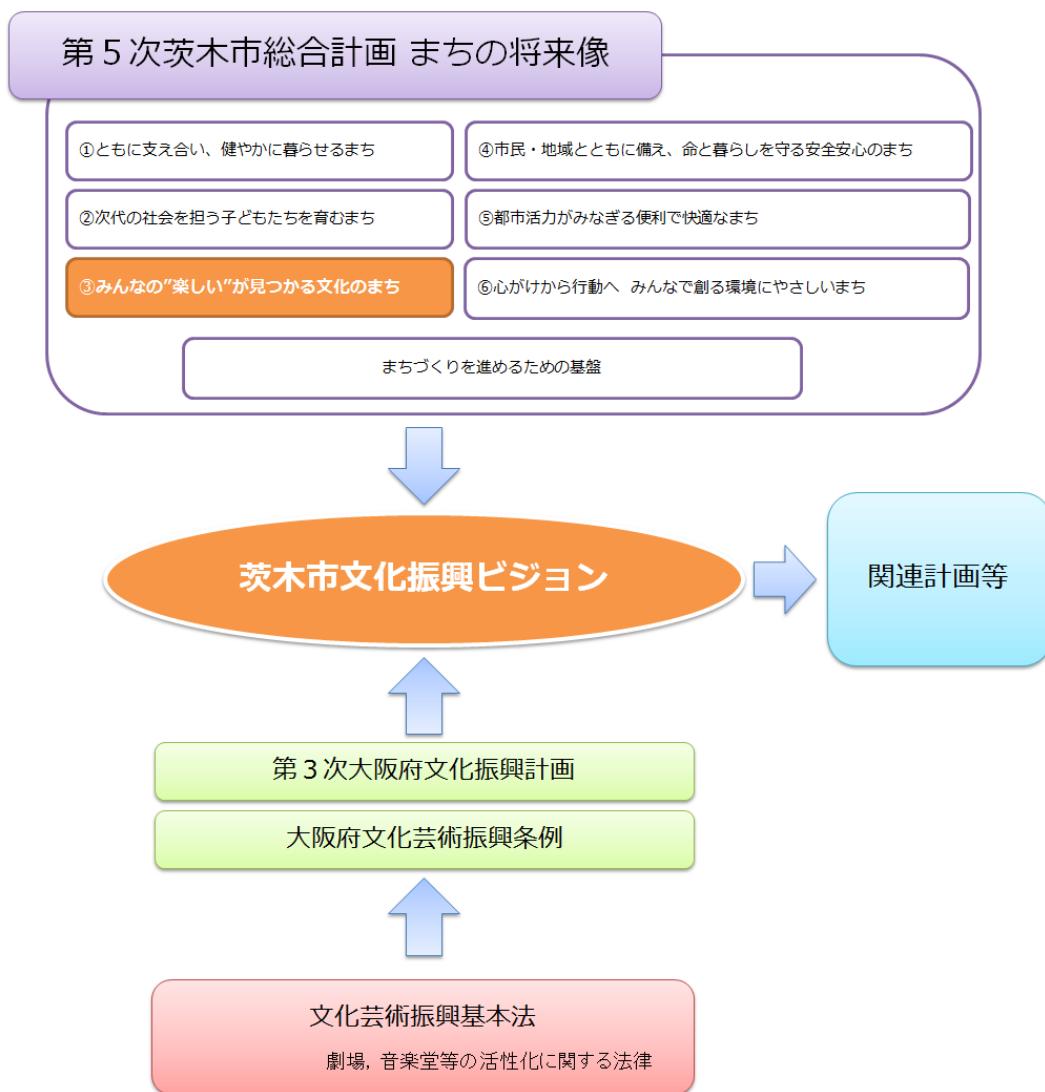
(4) 文化芸術振興基本法・大阪府文化振興条例等を踏まえた策定

平成 13 年（2001 年）に制定された文化芸術振興基本法では、文化芸術の役割を、「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受入れができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するもの」としています。同法第 4 条において、地方自治体は、「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことが明記されています。また、同法第 35 条においても、「国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」とされています。

こうした国の法律の制定を受け、大阪府においても平成17年（2005年）より大阪府文化振興条例が施行され、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むこととされています。また、平成18年（2006年）にこうした条例の理念に基づく「おおさか文化プラン（大阪府文化振興計画）」が策定され、二度の改訂を経て、平成25年度（2013年度）からを計画年度とする最新の「第3次大阪府文化振興計画」が推進されています。

本ビジョンは、こうした国の文化芸術振興基本法や、大阪府での取組を踏まえて策定したものです。

【茨木市文化振興ビジョンの位置付け】



3 文化振興ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野

本ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野としては、文化芸術振興基本法第8条～第14条において振興対象とされている次に示すものとします。

【茨木市文化振興ビジョンの対象とする「文化芸術」の分野】

分野	該当する文化芸術などの種類
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 茨木市の文化的特性

茨木市の文化振興を考えていく上では、茨木市の文化的な特性を活かし、茨木らしい文化とは何かということを考えながら、取組を進めていくことや、地域独自の文化を大切にしながら、市民が郷土の文化芸術を楽しむことのできる場を守り、育てていくことが必要です。

そのため、第2章では、茨木市の文化的な特性について整理をしています。

1 市民の活発な文化芸術活動

(1) 多彩な文化芸術活動

茨木市内には数多くの市民による文化芸術団体が活動しています。

これらの団体では、それぞれ合唱や吹奏楽、和太鼓、絵画、写真など、様々な種類の文化芸術活動に取り組んでおり、演奏会や展覧会などの場を通じて、多くの市民が多彩な文化芸術を楽しんでいます。

また、市内各地では、日頃の文化芸術活動の成果発表の場として、公民館での「文化展」やコミュニティセンターでの「コミセン祭り」が活発に開催されています。

この他、茨木市では、関西屈指の実力を持つ演奏団体による演奏会などが開催されており、こうしたイベントには市外の方も多く参加されています。



市立ギャラリーにおける展覧会

(2) 市民と市の協働による事業の実施

茨木市では、市が主催する演奏会や展覧会等の事業において、市民文化芸術団体や個人に、その演奏や作品を発表する場の提供を行うなど、市民による文化芸術活動を支える環境が整っています。

また、団体自らが事業を主体的に企画・実施されている場合も多く、市は共催・後援によって、事業の実施を支援しているほか、実行委員会形式で、市と団体が協働して開催している事業もあります。

このように、市民と市が協働することによって様々な事業を実施しています。

2 豊富な文化資源

(1) 歴史資源

茨木市の隠れキリシタンの里として知られる千提寺・下音羽地区では、「聖フランシスコ・ザビエル像」や「マリア十五玄義図」など貴重なキリシタン遺物が発見され、今も数多くの遺物が遺されています。

一方、東奈良遺跡からは国内唯一の完全な形をした弥生時代の石製銅鐸鋳型が発見



第1号流水文銅鐸鋳型
【国・重文/茨木市立文化財資料館 保管】

され、ここで作られた銅鐸が、香川県善通寺市や兵庫県豊岡市気比、豊中市原田神社境内で見つかったことは、本市が古くから発展し、先進的で文化豊かな地域であったことを示しています。

さらに、市内を流れる安威川や佐保川、茨木川などの川沿いに200基をこえる古墳が築かれました。特に、5世紀に築造された全長226メートルを誇る太田茶臼山古墳（繼体天皇陵）は、三島地域で最大の前方後円墳として知られています。

市街地中心部には、かつて茨木氏、中川氏、片桐氏が城主をつとめた茨木城があり、家康の一国一城令で廃城になるまでは摂津の重要な城として存在していました。茨木城主中川清秀とのゆかりから、大分県竹田市と歴史文化姉妹都市提携をしています。

江戸時代、西国街道の宿場町として栄えた郡山宿には、大名の参勤交代の宿、休憩所として今に伝わる郡山宿本陣（樁の本陣）など、多くの歴史資源が残されています。



聖フランシスコ・ザビエル像
【国・重文/神戸市立博物館 藏】



太田茶臼山古墳（繼体天皇陵）
【宮内庁 所管】

(2) 茨木童子をはじめとした伝統文化資源

茨木市には、市域北部の見山地域と清溪地域に伝わる踊り歌で江戸時代に人形芝居や歌舞伎と結びつき、淨瑠璃の内容を音頭として歌われたとされる淨瑠璃音頭などの民俗芸能や享禄元年（1528年）にはじまり、現在まで大字大岩の地域で継承されている大岩太鼓など豊かな伝統文化資源が残されています。

また、古くからの伝説として、現代においても、狂言、歌舞伎等の作品のモチーフとして活用されている茨木童子は、市民にもよく知られています。

茨木童子の伝説¹にもとづいたイメージキャラクターである「いばらき童子」は、夏の恒例行事として開催されている「茨木フェスティバル」のイメージキャラクターとして長年、市民に親しまれ、平成25年（2013年）には市の観光特任大使にも就任しています。

1 「いばらき童子」（絵：元井 進）

（文：宇津木 秀甫）

むかし むかしのことやねん……（中略）
むらびとがきたさかい「らしょうもんのおにといわれてる
けど こここのこどもだす おやじを あんぱいおたのみします」
というた。むらびとは「しんぱいいらん ときどき もどっと
いで」と やさしかった。「いばらきは ええとこだすな」そおい
うて いばらきどうじは ときどき いばらきへ もどって
くるようになったそうな。

（おわり）



（一社）茨木青年会議所発行の「いばらき童子」

(3) 川端康成とのゆかり

川端康成は、昭和43年（1968年）に日本人として初めてのノーベル文学賞を受賞した作家です。大阪市北区の大坂天満宮付近で生まれ、その後、早くに両親が亡くなったため、茨木市宿久庄の先祖代々の地に暮らす祖父母のもとに引き取られ、3歳から18歳までを茨木市で暮らしました。人生で最も多感な時期を茨木市で過ごし、作家への志を抱いた川端康成は、ただひとりの肉親であった祖父の介護の日々を描写した『十六歳の日記』やその祖父の骨あげをとおして生と死への思いも書かれた『骨拾い』などの作品でふるさとである茨木に言及しています。また、川端康成の作品『私のふるさと』の中で、郷里、出身地について聞かれたときに、「東海道線、京都・大阪の中間の茨木駅から、北

へ一里半ばかりはいった、小さい農村、と。別の言い方をする時もあった。大阪平野のほぼ北の果てで、ここから奥は丹波の山地になる山のふもとの小さい村、と。そして箕面の山つづきである、と。」と記しています。

市内各地には、川端康成が通った旧制中学校（現府立茨木高校）や書店、川端作品に登場する建物など、川端康成ゆかりの場所が点在しています。また、市中心部にある高橋交差点以北の道路は、川端康成の名声を永久に残すとともに、川端康成文学館への案内にもなることから、「川端通り」と呼称しています。

なお、茨木市は、川端康成の功績を讃えて昭和44年（1969年）に名誉市民の称号を贈り、その栄誉を顕彰しています。



市立川端康成文学館

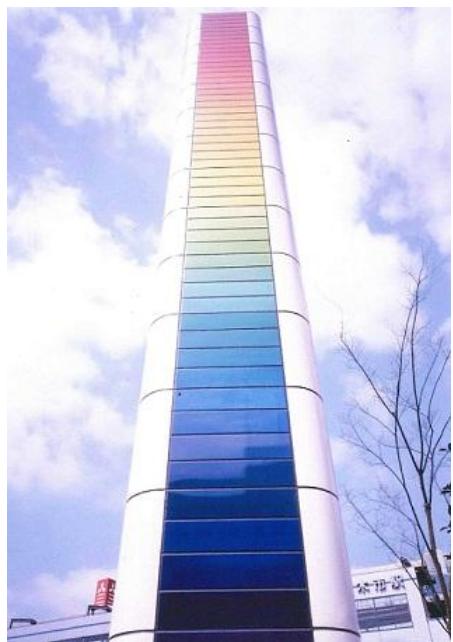
(4) 大学等知的資源

茨木市では、追手門学院大学、梅花女子大学・短期大学部、大阪大学、立命館大学、大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学、龍谷大学と包括的な「連携協定」を締結し、市民向けの公開講座の開催など、協力して地域社会の発展や人材育成に取り組んでいます。

平成27年（2015年）4月開設の立命館大学大阪いばらきキャンパスにおいては、市と大学が連携し、市民が利用可能な図書館やホール等の施設（立命館いばらきフューチャープラザ）を整備しています。

(5) 新しい文化芸術の創出

茨木市では、より多くの人が文化芸術に親しむことができるよう、公共施設や公園などに彫刻やモニュメントを設置してきました。



木村 光佑・作「虹の塔」

近年には更なる憩いの場をつくることを目的に、平成 20 年度(2008 年度)の市制施行 60 周年記念事業として、京阪神を中心とした全国の作家を対象としたコンテストを開催したことを皮切りに、平成 21 年度（2009 年度）、平成 23 年度（2011 年度）、平成 24 年度（2012 年度）には、茨木市にゆかりのある作家や国際的に活躍されている現代美術作家の彫刻を設置し、大きな話題を呼ぶなど、新たなランドマークとなっています。なお、これらの設置された彫刻やモニュメントは、市民と茨木市が一緒になつて保全・整備に取り組んでいます。

また、芸術家に発表の場を提供し、次代を担う芸術家の育成につなげるため、全国公募のコンテスト形式の中で選ばれた芸術作品を公共施設に一定期間設置したり、市立ギャラリーなどの文化施設で公開する事業の開催や、姉妹都市交流の活性化のために双方をつなぐ新聞発行を支援したりと、若手芸術家の育成事業に力を注ぐ中で、まちなかで市民が文化芸術にふれる機会を作るとともに、新しい文化芸術が創出される環境が整っています。

名和 晃平・作「Trans-Ren(Bump,White)」



ヤノベケンジ・作「サン・チャイルド」



林 宰久・作「変様—空へ」

3 地理的条件

茨木市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、市域の北半分は、丹波高原の老の坂山地の麓で豊かな緑に包まれ、南半分は、大阪平野の一部を形成する三島平野が広がり市街地を形成しています。また、身近に利用できる公園の面積が多く、市の中心を南北に走る元茨木川緑地は象徴的な存在で、広く市民に愛され利用されています。

古くは、西国街道や亀岡街道、現在においても名神高速道路、近畿自動車道、大阪中央環状線、国道 171 号など多くの国土幹線や広域幹線道路が走るほか、北部地域では、新名神高速道路のインターチェンジ・パーキングエリアの建設が進んでいます。鉄道は、JR 東海道本線と阪急京都線が併走し、市内を走るモノレールには、本線と彩都線が設けられており、平成 30 年（2018 年）春には、（仮称）JR 総持寺駅の開業が予定されています。

多くの広域幹線軸が交差する交通の要衝にある茨木市は、北大阪地域の中核都市として発展し、大阪市内まで電車で約 15 分、京都市内まで約 30 分と交通の利便性は高く、通勤や買い物にも便利な生活しやすいまちとなっています。

また、多くの市民が市内のみならず、市外（特に大阪市）でも文化芸術を楽しんでいます。

第3章 文化振興に関する茨木市の取組

茨木市では、これまで市民と協力しながら、文化振興に積極的に取り組んできました。

第3章では、茨木市が実施してきたこれまでの文化振興の取り組みについて振り返り、整理しています。

1 多彩な文化芸術イベントの実施

茨木市においては、茨木市や公益財団法人茨木市文化振興財団によって、多彩なジャンルの文化芸術関連イベントが開催されイベントを通じて、多くの市民が文化芸術とふれあえる接点をつくっています。

また、イベントを主催するだけでなく、様々な市民文化芸術団体が活動の成果を発表する場を提供するなど、市民の文化芸術活動を支援しています。

【多彩な文化芸術イベント】

- ・茨木市教育文化月間における多種多様な文化的な取組
- ・昭和25年（1950年）から続く長い歴史を誇る茨木市美術展や生花展、写真展、現代美術展など様々な展覧会の開催
- ・茨木市吹奏楽団定期演奏会、新人演奏会、茨木市少年少女合唱団定期演奏会、邦楽名演会などの音楽演奏会の開催
- ・和太鼓ビエンナーレ、茨木音楽祭、鼓動初めなどの開催
- ・若手芸術家育成事業「HUB-IBARAKI ART COMPETITION」の実施 など



吹奏楽団

2 次世代を担う若者の積極的な育成

茨木市では、市民自らが様々な文化芸術活動に取り組んでおり、定期的な公演や大会などに参加するなど、高い水準の文化芸術活動を行っている団体も見られます。

こうした盛んな市民の文化芸術活動が今後も続していくよう、茨木市では次世代の文化芸術の担い手となる若者の積極的な育成に取り組んでいます。

具体的には、演奏家・美術家の登竜門として位置付けられる新人演奏会や若手芸術家の発掘・育成のためのコンテストの開催、生花展でのジュニア部門の開設、川端康成をテーマとした俳句コンクールでの小・中学生部門の開設、漫画文化に焦点を当てた企画展の開催など、若年層向けの文化芸術事業の充実に努めています。



若手芸術家育成事業



少年少女合唱団

3 市民文化芸術団体との協働

茨木市には、多種多様な分野において活発に活動する、市民文化芸術団体が多数存在しています。

茨木市では、市が主催する文化芸術事業の運営委託、文化芸術イベントの共催などを通じて、市民文化芸術団体と密接に連携しながら共に茨木市の文化振興に努めています。



生花展

例えば、戦後間もなく、美術に親しむ余裕すら感じられない昭和25年(1950年)にはじまり、現在も続く美術展は開催当初より、市民中心の団体である茨木美術協会と茨木市の共催により運営され、その歴史と質の高さから近隣市にはない5大紙からの寄託賞を設けるなど、レベルの高い市展覧会として評価を得ています。

また、昭和43年(1968年)の美術展で前衛的な作品を対象とする「B部門」として始まり、昭和45年(1970年)から茨木現代美術の会と茨木市の協働で開催している現代美術展は、世界的に活躍する現代美術作家を輩出するなど、若手芸術家の登竜門としても、その歴史を重ねています。



茨木市美術展

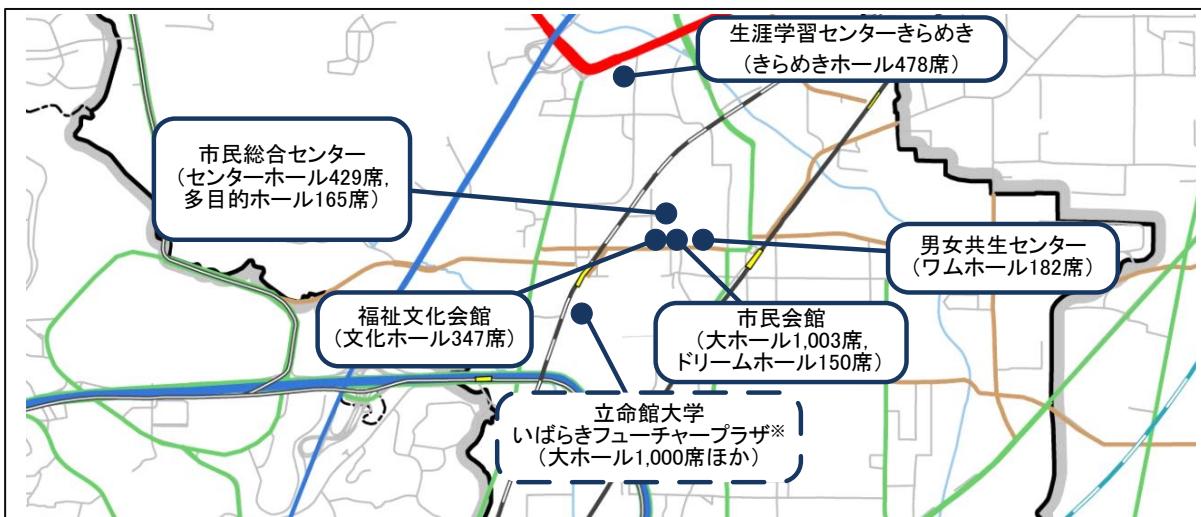
4 文化施設等の整備による活動支援

茨木市内には文化芸術活動を行うことができる「場」として、市民会館や市民総合センター、生涯学習センターきらめき、公民館などの文化施設等が数多くあり、吹奏楽や合唱などの音楽活動から、絵画、書道、写真、デザイン、彫刻、陶芸などの美術作品創作の活動まで、市民の活発な文化芸術活動を支えています。

しかしながら、市民の利用は活発ではあるものの、最も代表的な施設である市民会館は、築後45年が経過し、設備の旧式化やバリアフリーの面からも課題がある他、音響等多様化する市民のニーズに応えきれていない状況が続いています。

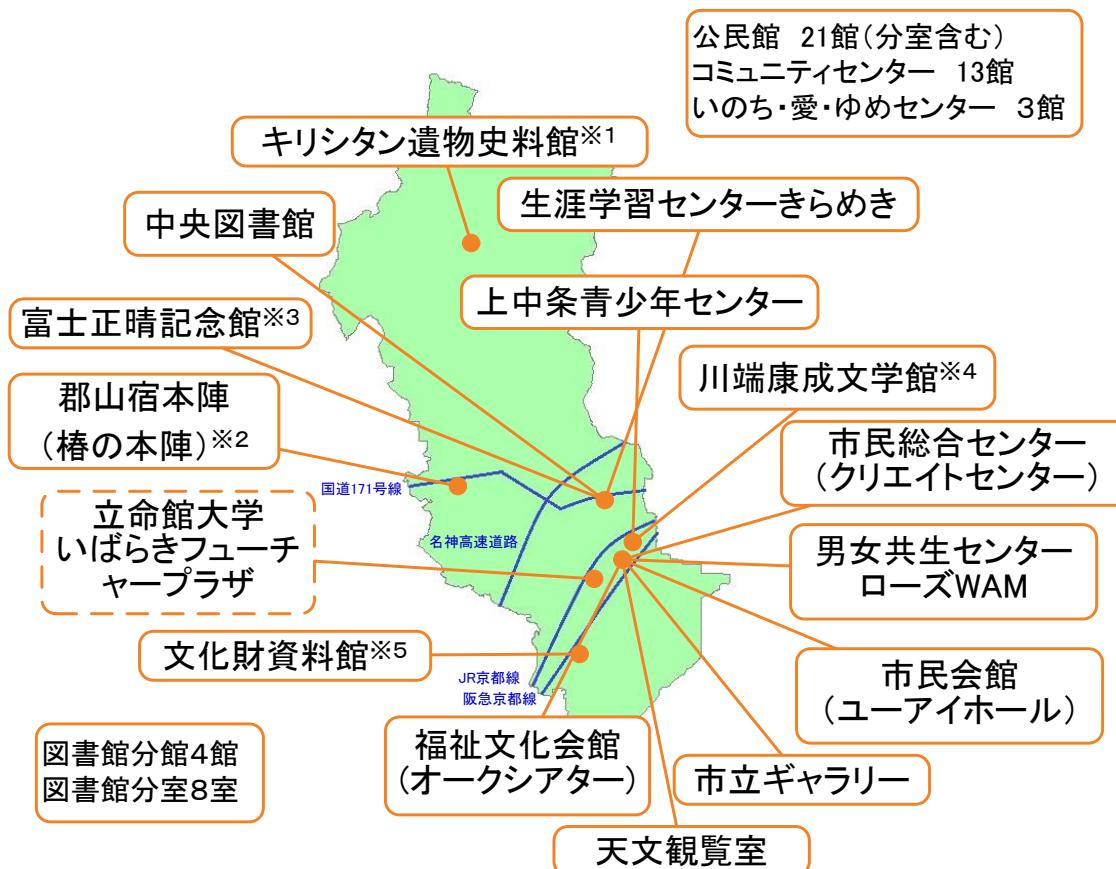
こうした状況に対応するため、市内のホールの持つそれぞれの特性を含めた検討を行うなど、市民会館に替わる新しい施設の建設基本構想策定に取り組んでいます。

【市内ホール一覧】



※立命館大学大阪いばらきキャンパス<平成27年(2015年)4月開設>

【茨木市の主な文化施設等】



NO	施設名	概要
※ 1	キリストン遺物史料館	千提寺・下音羽に伝わった、およそ 400 年前の「マリア十五玄義図」や「天使讃仰図」など、隠れキリストンの遺物を展示。
※ 2	郡山宿本陣 (椿の本陣)	江戸時代、西国大名が参勤交代のときに宿泊や休憩に利用した西国街道沿いの本陣。当時の佇まいが残り、母屋や米蔵に多くの資料を展示。
※ 3	富士正晴記念館	安威に住んでいた詩人・小説家の富士正晴が生前に収集されていた文学資料や自作の絵画など約 8 万点を収蔵、展示。
※ 4	川端康成文学館	著書、遺品、書簡、原稿や墨書きのほか、模型・写真・初版本、ビデオなどゆかりの品を展示。
※ 5	文化財資料館	市内に残る旧石器時代から近現代までの貴重な文化財を収集し展示。特に発掘調査で発見された国の重要文化財である石製銅鐸鑄型が有名。

第4章 文化振興ビジョンの理念とその取組の方向性

本ビジョンは、茨木市において、地域の文化を大切にしながら、市民の誰もが気軽に文化芸術を楽しむことができる機会を整え、「みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち」という将来像の実現に向けて取り組まれるものです。

茨木市は嫌われる存在として扱われることが多い鬼、茨木童子であっても誰もがみんな、文化芸術とふれ、感じ、つながることのできる文化のまちの実現に向けて、次の5つの理念を掲げて、それぞれの取組を進めていきます。

【茨木市文化振興ビジョンの理念と取組】

1 市民との協働による文化のまちづくり

- (1) 市民の自発的な文化芸術活動に対する支援
- (2) 市民と文化芸術をつなぐ人材の育成
- (3) 市内文化芸術団体間の連携の強化
- (4) 産学官の連携による文化芸術活動の活性化

2 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

- (1) 誰もが文化芸術とつながる環境づくり
- (2) いつでも・どこでも文化芸術にふれられる環境づくり

3 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成

- (1) 文化芸術の教育現場における活用
- (2) 文化芸術の担い手の育成

4 郷土への愛着心の形成

- (1) 歴史・伝統資源の保存・継承
- (2) 川端康成ゆかりの地であることの周知
- (3) 姉妹都市等との文化交流

5 文化のまちとしてのブランド形成

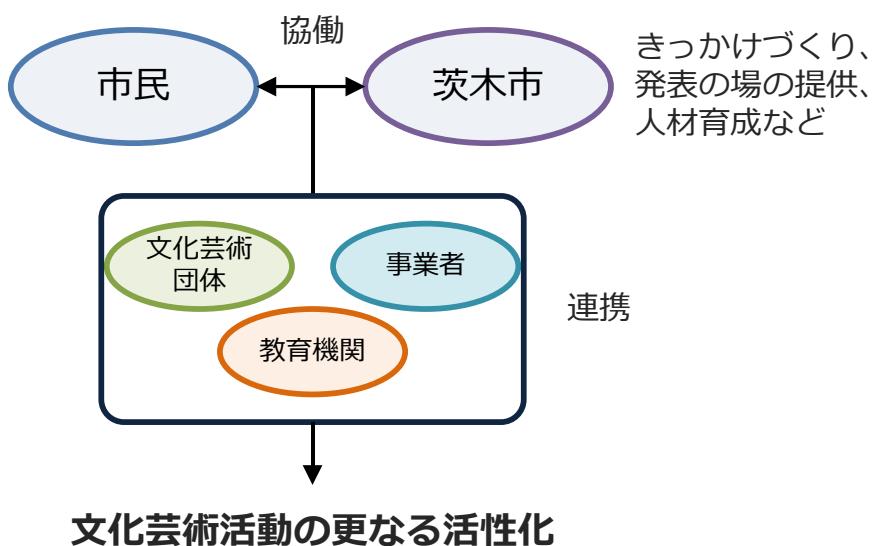
- (1) 茨木らしさを活かしたブランド形成・発信
- (2) 文化芸術を活かした誘客によるにぎわい創出

1 市民との協働による文化のまちづくり

茨木市の文化は、市民一人ひとりが自由な文化芸術活動に取り組み、そうした活動が集まり、積み重ねられることによって、形成されていきます。

茨木市は、文化芸術事業において市民との協働を推進していくとともに、市民が自発的に取り組む文化芸術活動を積極的にサポートし、市民一人ひとりの多様性・自主性を尊重しながら、市民、文化芸術団体、事業者や教育機関と行政が一体となって、文化の活性化を図ります。

【市民との協働による文化芸術活動の更なる活性化（イメージ）】



(1) 市民の自発的な文化芸術活動に対する支援

市民が自ら積極的に多様な文化芸術活動を行うことは、市民の生活が豊かなものになるだけでなく、茨木市の都市としての魅力向上にもつながります。

茨木市は、その活動を発表する場の提供、また、公募型補助金¹の交付や民間資金の活用などを通じて、市民の文化芸術活動を積極的に支援します。特に、市民の地域コミュニティでの文化芸術活動を促進し、市民とともに文化芸術を活かした地域コミュニティづくりに取り組んでいきます。

¹ 茨木市では「茨木市提案公募型公益活動支援事業」として、市民が展開する公益活動に対し補助金を交付することによって、市民との協働による地域社会づくりを促進しています。同事業のテーマ設定型事業の一つとして「文化芸術振興事業」を設定しており、市民の文化芸術に関する活動に対して補助を交付しています。

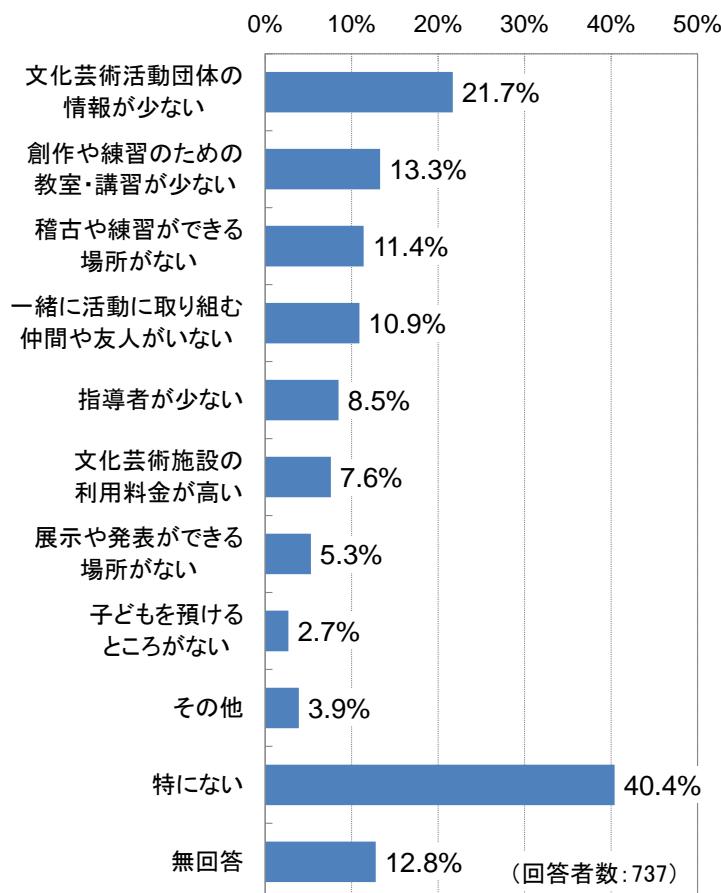
(2) 市民と文化芸術をつなぐ人材の育成

茨木市における文化芸術活動の実践に当たっての課題として、「市民文化芸術団体の情報が少ない」ことや「一緒に活動に取り組む仲間や友人がいない」ことが市民から多く挙げられました。

これらについては、広報・周知の不足なども考えられますが、市民と芸術家・市民文化芸術団体をつなぎ、芸術への理解を促し、情報を発信する役割を果たす人材が少ないことがその主な背景として考えられます。

茨木市では、こうした課題を踏まえ、様々なイベント等を通して、市民と文化芸術をつなぎ、文化芸術における協働推進の核となる人材の発掘に努め、育成を推進します。また、市職員を含め、文化芸術に関わる人材の意識・能力向上を図ります。

【文化芸術実践に当たっての課題（複数回答）】



(3) 市内文化芸術団体間の連携の強化

茨木市には、様々な分野の市民文化芸術団体があり、その多くがそれぞれの文化芸術について熱心に活動しています。

その一方、各団体はそれぞれ独自に活動しており、団体間のつながりはあまりつくられていない現状にあります。

こうした状況を改善するため、団体間が交流する機会を設け、お互いに刺激を与えあい、企画・広報において協力し合うことの出来る関係づくりを促進します。

(4) 産学官の連携による文化芸術活動の活性化

茨木市では、市内外の大学等と包括的な連携協定を結び、地域社会の発展や人材育成と共に取り組んでいくこととしています。

今後の茨木市において、文化振興を考えていくときには、市内外の大学と積極的に連携していくことにより、学生の新しい力や、若者が集まることによるコミュニティを文化振興につなげていくことが重要になります。

また、大学だけでなく、市内の小学校・中学校・高等学校とも連携し、次世代の文化を担う若者と共に文化振興に取り組んでいく必要があります。

さらに、地域経済の担い手である市内事業者や茨木商工会議所、茨木市観光協会とも連携しながら、文化を産業に活用していく観点も必要になると考えられます。

そこで、茨木市の文化振興について、事業者・学校・市といった産学官が一緒になって考え、語る「場」を設け、つながりを強化するための機会をつくります。

施策イメージ 【1 市民との協働による文化のまちづくり】

- ・市と市民の連携による文化芸術を活用した地域社会の課題をテーマとした事業の実施
- ・文化芸術に関する市民協働コーディネータ育成のための講座・ワークショップの開催
- ・市民文化芸術団体によるネットワーク（連絡会）の形成
- ・学生による文化芸術活動の促進（学生向けコンテストの開催、学生向け活動補助金の交付、学生と市民団体の仲介など）

2 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり

市民の一人ひとりが文化を創造し、育成していく文化芸術活動の主役であることを踏まえて、すべての市民が「いつでも・どこでも・だれでも」文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりを積極的に進めていきます。

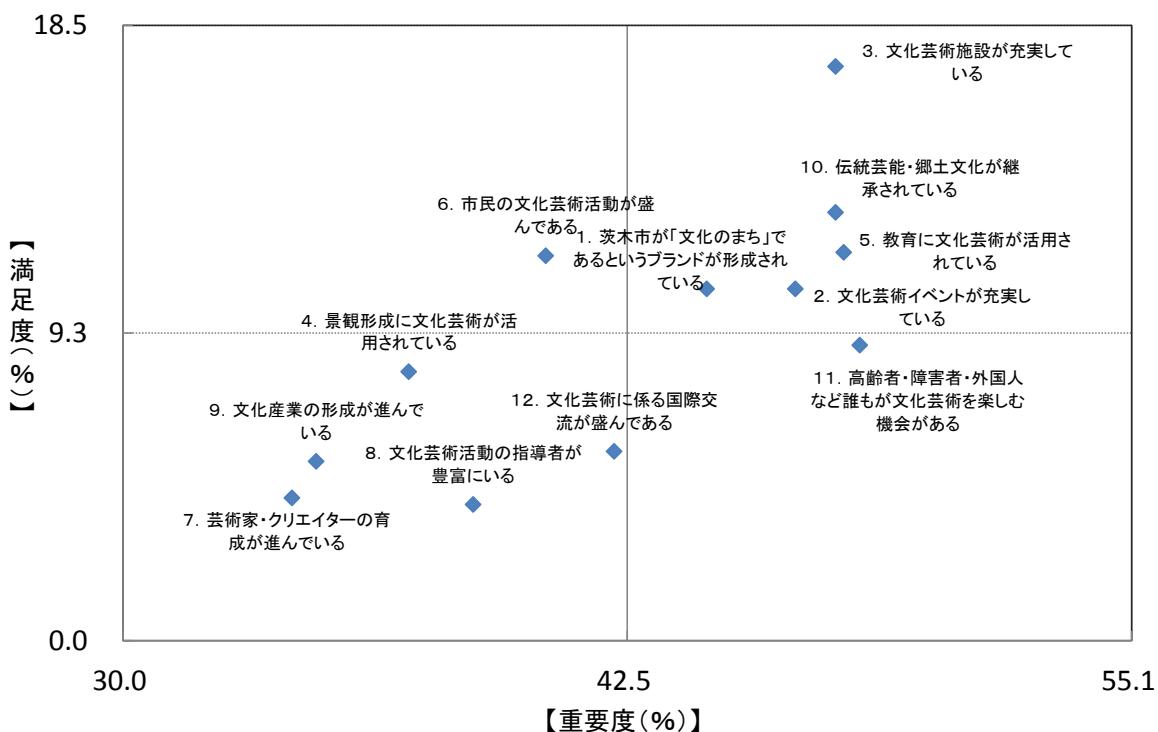
ソフト面では、文化芸術活動に現在取り組んでいる人だけでなく、関心はあってもなかなか自分で取り組むことのできない人も含めて、気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけを作り、よりたくさんの市民が文化芸術活動に参加できるよう促します。

ハード面では、市民が文化芸術活動を行う拠点となる文化芸術施設の計画的な整備を進めるとともに、道路・公園などの都市基盤整備に当たっても、地域の歴史や景観との調和に配慮します。

(1) 誰もが文化芸術とつながる環境づくり

茨木市民は、文化振興において、「高齢者・障害者・外国人など誰もが文化芸術を楽しむ機会がある」ことが重要だと認識していますが、「魅力的なイベント・催し物が少ない」「イベント・催し物の情報が得にくい」といった声もあり、まだ現状の満足度は高くありません。

【文化振興の満足度－重要度】



こうした現状を改善するため、まずは高齢者や子育て世代、若者、障害者、外国人など、それぞれの文化芸術に対するニーズを把握・分析し、ニーズに応える施策・事業を行うことにより、市民誰もが、気軽に文化芸術につながる環境を整えていきます。

とりわけ、文化芸術事業の実施に当たっては、多言語への対応や内容の工夫など、外国人や障害者の方も参加しやすいよう取り組むとともに、広報誌等による広報活動の更なる工夫を加え、若者からの希望が高い SNS²の活用による多様な媒体での情報発信の充実など順次、取組を進めていきます。

【希望する文化芸術情報の発信方法（年齢別）】

	調査数	広報いばらき	チラシ・ポスター	ムジ関連団体のホー	fape市i・ジ連団体のホー	aTcweibootooeakr	新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	その他	無回答
年齢別	全 体	737	84.3	53.2	23.2	7.3	25.9	13.3	4.1	4.5
20歳台	69	69.6	55.1	23.2	36.2	13.0	18.8	2.9	1.4	
30歳台	90	83.3	66.7	37.8	8.9	15.6	14.4	7.8	3.3	
40歳台	92	80.4	53.3	22.8	12.0	26.1	8.7	6.5	1.1	
50歳台	125	81.6	56.8	25.6	5.6	34.4	20.0	4.0	5.6	
60歳台	143	93.0	53.8	33.6	1.4	22.4	6.3	4.9	2.1	
70歳以上	192	88.5	44.8	9.9	0.5	31.8	12.0	1.6	6.8	

(注) 全体よりも 10 ポイント以上高い回答を網掛け白抜字、10 ポイント以上低い回答を薄い網掛けとしている。

(2) いつでも・どこでも文化芸術にふれられる環境づくり

茨木市においては、様々な文化芸術事業が開催され、市内の文化芸術施設等では多くの市民が文化芸術活動を行っています。

その一方で、市民から「利用したい文化芸術施設が少ない」といった課題も指摘されています。

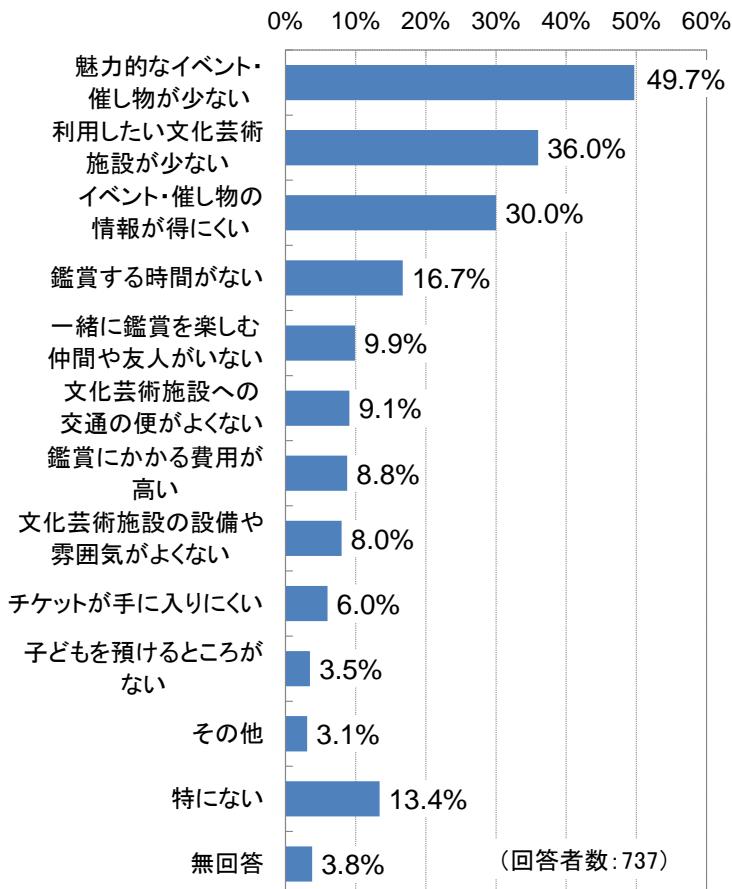
今後、文化芸術施設等における、多彩な文化芸術事業の開催を促進するとともに、市民会館の代替施設や、既存施設の有効活用・再整備を含め、文化芸術活動に利用しやすい施設のあり方を検討し、計画的に整備を進めることで、どこでも文化芸術に取り組める環境を整えます。また、市内の文化芸術施設の機

² ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上の交流を通して、人と人のつながりを形成するサービスのこと。

能や設備、利用方法等に関して、積極的に周知・広報を行い、多くの市民の利用を促進していきます。

さらに、茨木らしい景観と新しい魅力を発信するよう、公共施設の整備に当たっては、歴史や自然環境との調和、芸術性豊かな施設の計画など、その場の環境にふさわしい整備を進めています。

【文化芸術鑑賞に当たっての課題（複数回答）】



施策イメージ 【2 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり】

- ・年代、障害者、外国人など属性に応じた文化芸術に対するニーズの把握
- ・自治会等地域へ出向く文化芸術事業の開催
- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによる施設整備
- ・市内既存施設の再整備の検討
- ・茨木市の文化芸術活動に関する情報（施設、定例事業、市の支援など）の一元化（市HPなどにわかりやすく整理・発信）
- ・SNSを活用した文化芸術事業の情報発信

3 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成

これまで継承してきた文化芸術活動に、子どもたちや若い世代が関心を持ち参画していくために、広く啓発に努めるとともに、学校などの教育現場においても、文化芸術活動の充実に取り組んでいきます。

また、未来に向かって文化の芽を育んでいくために、文化芸術の担い手を育成し、我がまちから優れた芸術家を輩出することを目指します。

(1) 文化芸術の教育現場における活用

文化芸術には、子どもたちの感性を育み、心を豊かにするとともに、他者とのコミュニケーションを活発にするといった働きがあります。

そのため、茨木市では市内小学校・中学校との連携を図りつつ、子どもたちが川端康成文学館や富士正晴記念館で作品に接したり、郡山宿本陣（椿の本陣）や文化財資料館などの文化財を見学したり、地域のお祭りで和太鼓や盆踊りなどの伝統文化を体験したりすることにより、文化芸術をより身近なものとして感じ、理解を進めることができます。

こうした取組に加えて、市内外の文化芸術団体とも連携しながら、学校教育の現場で教育活動を通じて、子どもたちが文化芸術にふれる機会・きっかけづくりの拡充を図ります。また、市内の小学校・中学校・高等学校・大学とも連携し、身近な同世代の活動を知る・見る機会を子どもたちに提供していきます。

なお、小・中学生からは、「自分で文化的な活動をしたり、芸術作品をつくりたい」といった声が多く、実践したい分野として音楽、アニメーション、映画、美術、写真、演劇・舞踏・ダンスなどが挙げられました。

こうした子どもたちの声を踏まえて、茨木市では子どもたちの能動的な文化芸術活動を支援していきます。

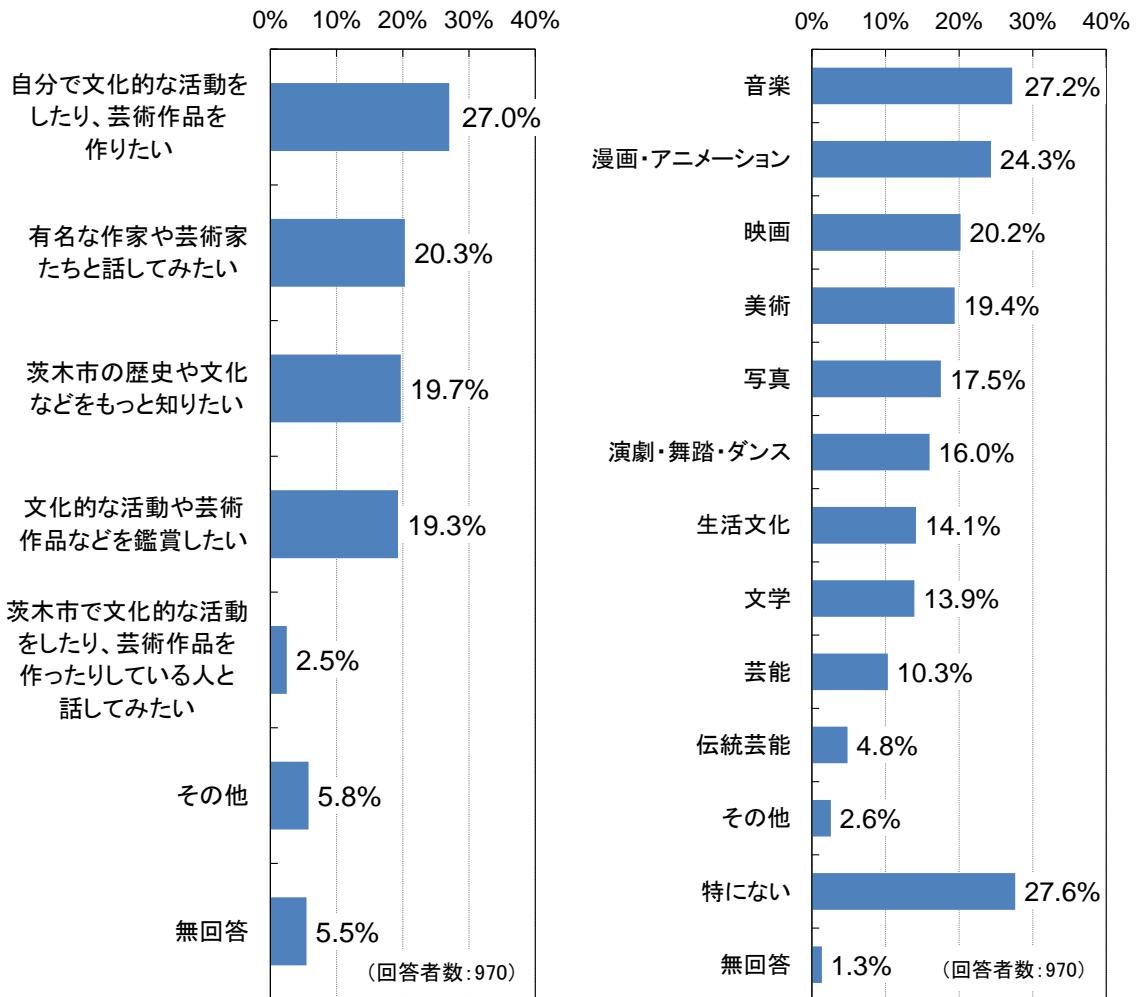
(2) 文化芸術の担い手の育成

これまで継承してきた文化芸術に限らず、現代において生まれた多様性のある文化芸術を含め、芸術家がその才能を発揮できる環境をつくり、市内の文化芸術の振興を図るとともに、市外から多くの芸術家が集まるまちを目指します。

そのために、若い芸術家が日頃の活動を発表できる機会を設け、次世代を担う若手芸術家の活躍の場を広げるとともに、新しく先鋭的な文化芸術について

も市民の理解や共感を得られるよう発表の機会の増大を促し、我がまちから優れた芸術家を輩出することを目指します。

【今後授業で取り組んでみたい文化芸術活動・分野（複数回答）】



施策イメージ 【3 未来へ向けた文化芸術の担い手の育成】

- ・学校における現場体験型の文化芸術学習の充実
- ・市内の文化芸術団体と連携した学校での文化芸術活動の実践
- ・市内の学校で活躍する部活動・児童・生徒による発表の場の充実
- ・若手芸術家の作品を制作・発表する場の提供

4 郷土への愛着心の形成

文化は、人と人の間に絆を生み、互いを理解し尊重し合う意識の土壤を作り、人々の生活を豊かにするものです。

その中でも、地域に根ざした郷土文化や歴史に親しむことは、市民の茨木に対する誇りや地域への愛着心の形成につながります。また、特色ある郷土文化の存在は、市民の心のよりどころとしても機能します。

将来、茨木市に暮らす人々が、今と同じように郷土の文化や歴史にふれることができるように、地域に点在する歴史資源・文化資源を保存・継承し、“茨木らしい”郷土文化を守り、育て、受け継いでいきます。

(1) 歴史・伝統文化資源の保存・継承

茨木市には、銅鐸鑄型やキリシタン遺物などの文化財や、茨木童子など古くからの伝説、淨瑠璃音頭などの民俗芸能など、豊かな歴史・伝統文化資源が豊富に残されています。

こうした歴史・伝統文化資源はまちの大きな魅力の一つであり、長い時間を経て積み重ねられてきた、“茨木らしさ”を形成する大切な資源と言えます。

先人から引き継いできたこうした資源を今後も大切に保存・継承することで、“茨木らしさ”を大切にする気持ち、茨木市に対する愛着を育みます。

(2) 川端康成ゆかりの地であることの周知

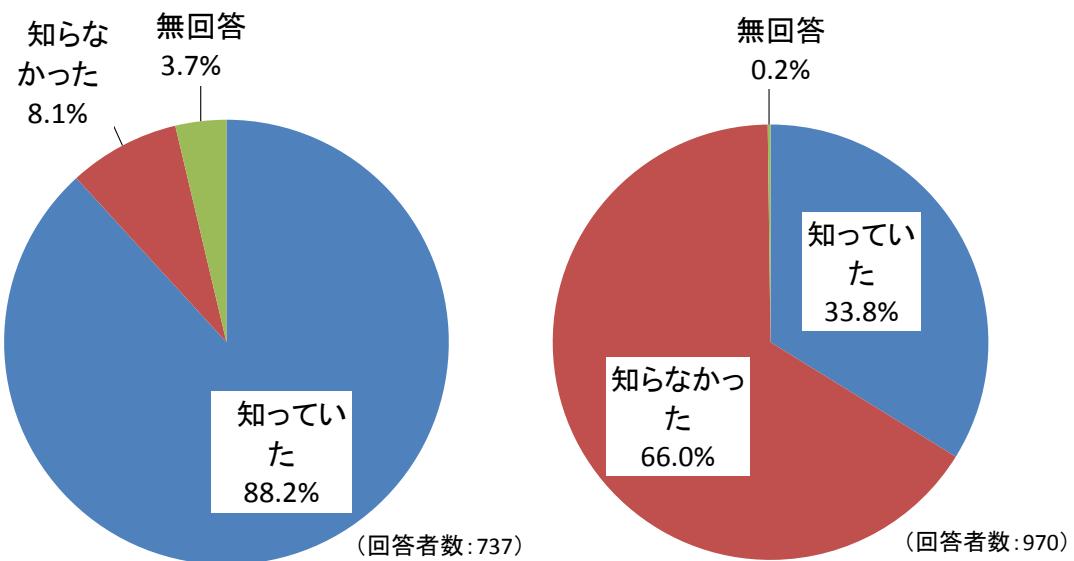
川端康成と茨木市のゆかりを広く市内外に広めていくとともに、川端康成文学館における小・中学生を対象とした夏休みの企画展やテーマ展示などを通じて、茨木市における文化の特色として周知していきます。

市民には、茨木市が川端康成ゆかりの地であることはすでに広く知られており、また、川端作品を読んだことのある市民も7割に上ります。

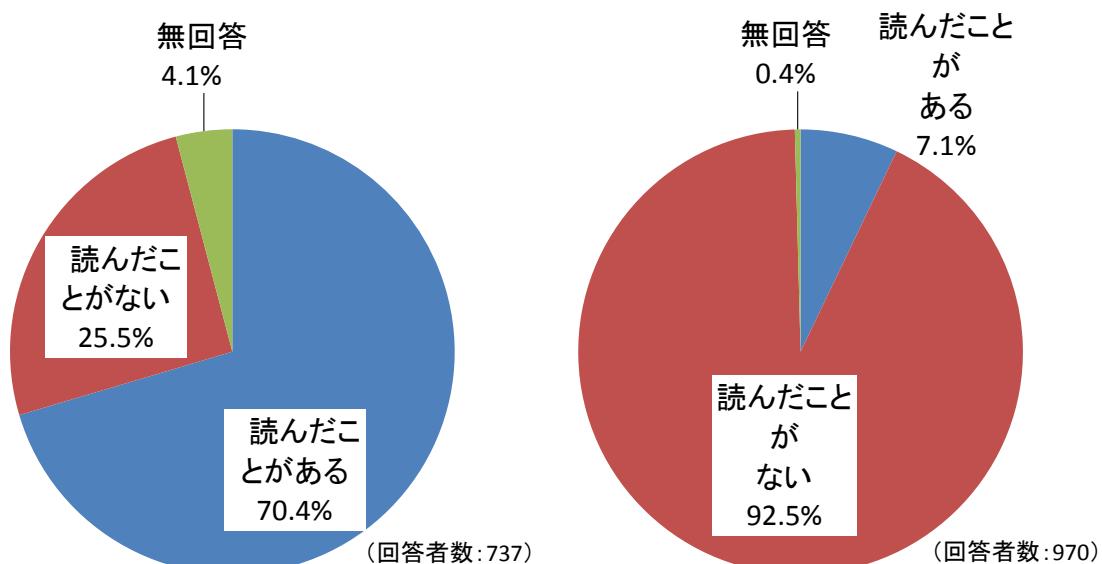
一方、茨木市が川端康成ゆかりの地であることを知らない小・中学生は、その6割強におよび、川端作品を読んだことがある小・中学生は1割に満たない状況です。

こうした現状を改善するためにも、学校教育の現場で川端康成の生い立ちなどを学び、作品にふれることにより、次世代に川端康成とゆかりの深いまちであることを継承していきます。

【茨木市が川端康成のゆかりの地であることの認知度（左：市民、右：小・中学生）】



【川端作品の読書経験（左：市民、右：小・中学生）】



(3) 姉妹都市等との文化交流

茨木市は、平成 25 年（2013 年）11 月に大分県竹田市と国内では初の歴史文化姉妹都市の提携を行いました。竹田市とは、茨木城主中川清秀の次男が竹田市の礎となる岡藩城主になったこと、また、キリスト教遺跡が多く残されていること、川端康成の作品の舞台になったことなど、様々な歴史や文化に関する縁があり、これらに因る交流を進めています。また、姉妹都市・友好都市

関係を結んでいるミネアポリス市（アメリカ・ミネソタ州）、安慶市（中国・安徽省）、小豆島町とも連携し、「書」や「絵画」等の文化的な交流を続けていくことにより、改めてふるさと茨木を見直す機会を作っていきます。

施策イメージ 【4 郷土への愛着心の形成】

- ・茨木市の歴史資源、伝統文化資源について学ぶ市民向け歴史ウォークの開催
- ・学校教育における川端康成作品の活用
- ・川端康成をテーマとしたコンテストの開催
- ・姉妹都市と互いの文化資源を学ぶためのツアーの実施

5 文化のまちとしてのブランド形成

文化のまちとしてのブランドを形成することは、市民のまちに対する誇りや愛着に影響するとともに、市外の人々から茨木市を認知してもらうきっかけにもつながります。

茨木市では、これまでに掲げた理念と取組に基づき、本ビジョンを推進することによって、「みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち」としてのブランド形成を進めます。

(1) 茨木らしさを活かしたブランド形成・発信

茨木市が持つ文化資源を改めて整理することによって、茨木の特性を活かした茨木ブランドを形成し、そのブランドを市外に積極的に発信することにより、更にそのブランド価値を高める好循環をつくります。

ブランド形成に当たっては、市民にも親しまれている茨木童子の伝説や、川端康成の功績や、歴史資源などを踏まえ、「いばらき童子のまち」、「川端康成のまち」、「キリシタン遺産のまち」などのテーマを設定し、知名度向上を図るなど、文化資源のブランド形成に努めます。

【ブランドの形成・発信のサイクル】



(2) 文化芸術を活かした誘客によるにぎわい創出

茨木市の文化芸術の魅力は、市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されます。

そこで、茨木市の文化芸術を活用し、市内外の人々が交流できる取組への支援など、これまで以上に魅力的な新たな事業を企画・実施するとともに、茨木市の他の施策との連動により、更なるにぎわいを生み出します。

また、すでに茨木童子と狂言を融合させ、茨木の魅力づくりにつなげている取組がありますが、このようにブランド形成・発信で設定されたテーマとも連動した文化芸術の創出を促し、にぎわいづくりにつなげていきます。

茨木市観光特任大使



施策イメージ 【5 文化的まちとしてのブランド形成】

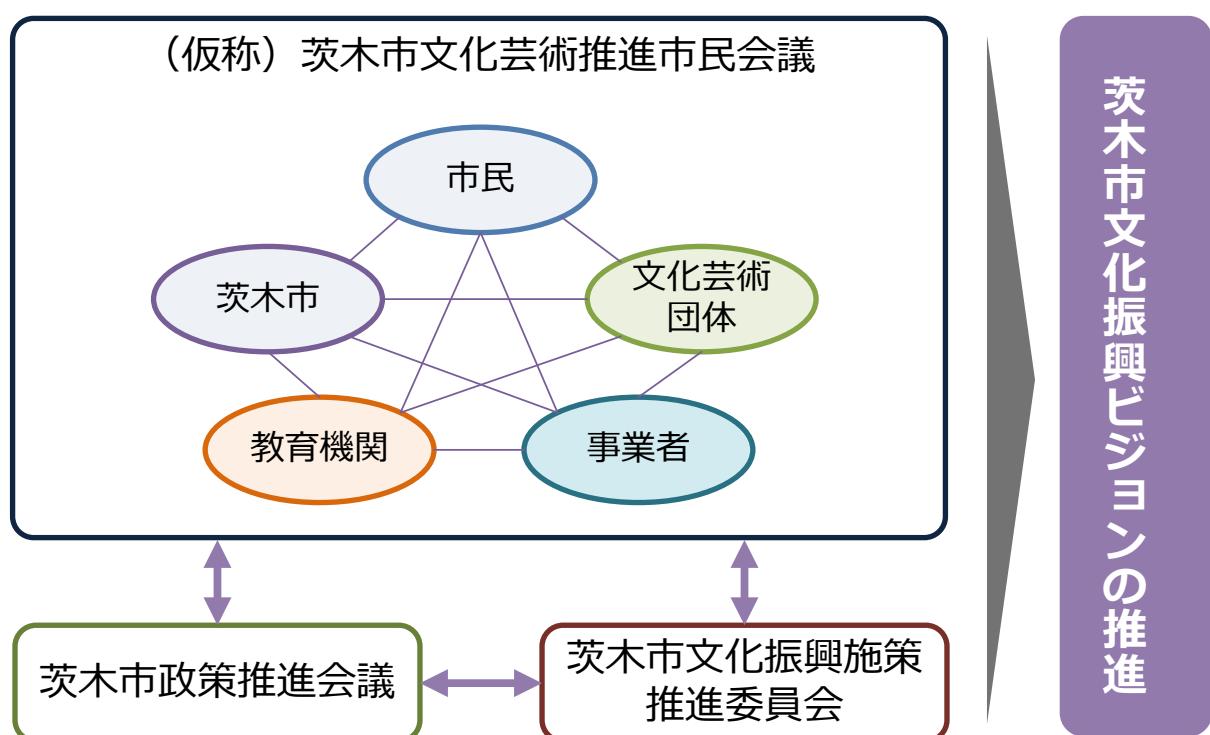
- ・茨木市の歴史・伝統・文化資源の整理及びその編集・発信
- ・海外の姉妹都市・友好都市との連携による国際的な文化事業の実施
- ・川端康成を活かした「川端のまち」づくり
- ・文化芸術や茨木童子の伝説を活かした観光ツアーの実施
- ・茨木童子と様々な分野の文化芸術とのコラボレーション事業の実施
- ・隠れキリスト教の史跡・資料館を巡り、歴史に触れるツアーの実施

第5章 文化振興(ビジョン)の推進に向けて

本ビジョンは、第4章に掲げる理念とその取組の方向性について、市民や文化芸術団体、大学等教育機関、事業者、茨木市文化振興財団、茨木市観光協会と市がそれぞれの立場において役割を担い、協働・連携することにより、その推進・実現を図ります。

1 ビジョンの推進に向けた体制

【推進体制（イメージ図）】



(1) 協働・連携体制

推進体制としては、市民や文化芸術団体により構成される「(仮称) 茨木市文化芸術推進市民会議」により、市の文化振興施策を把握、理解し、実施する文化事業等について検討する市民会議を組織するとともに、学識経験者等を含めた文化振興に係る計画・施策について審議、評価、「茨木市文化振興施策推進委員会」を設置し、これらの会議、委員会を柱として、ビジョンを実効的に推進していきます。

【各主体に期待される役割・動き】

主体	役割・動き
市民	文化芸術活動の主役として、一人ひとりが文化芸術に触れ、楽しみ、参加し、実践してくことが期待されます。 また、茨木市との協働により、文化芸術を活かした地域コミュニティづくりの担い手としての役割が期待されます。
文化芸術団体	文化芸術活動に取り組み、その活動内容を市内外に発信することで、市民の文化芸術への関心を高めるとともに、市外に茨木市の文化を発信していくことが期待されます。
事業者	文化芸術を理解し、支援していくとともに、文化芸術をビジネスに活用する方策を検討していくことが期待されます。
教育機関	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校では、子どもたちが文化芸術にふれ、楽しむきっかけづくりを提供し、子どもたちの文化芸術の創造を支援することが期待されます。 大学は、市民が文化芸術について学ぶことのできる講座を提供するとともに、学生に地域の文化芸術活動に積極的に参加するよう促していくことなどが期待されます。
茨木市 (文化振興財団、観光協会など)	茨木市は、各主体の活動を積極的に支援していくとともに、茨木市文化振興財団と連携しながら、幅広く文化芸術を楽しむ「場」づくりを進めています。また、茨木市の文化振興の方向性を定め、その施策を推進するとともに、茨木市観光協会と連携をとりながら、市外に茨木の文化を発信し、文化のまちであることのブランド形成を図ります。

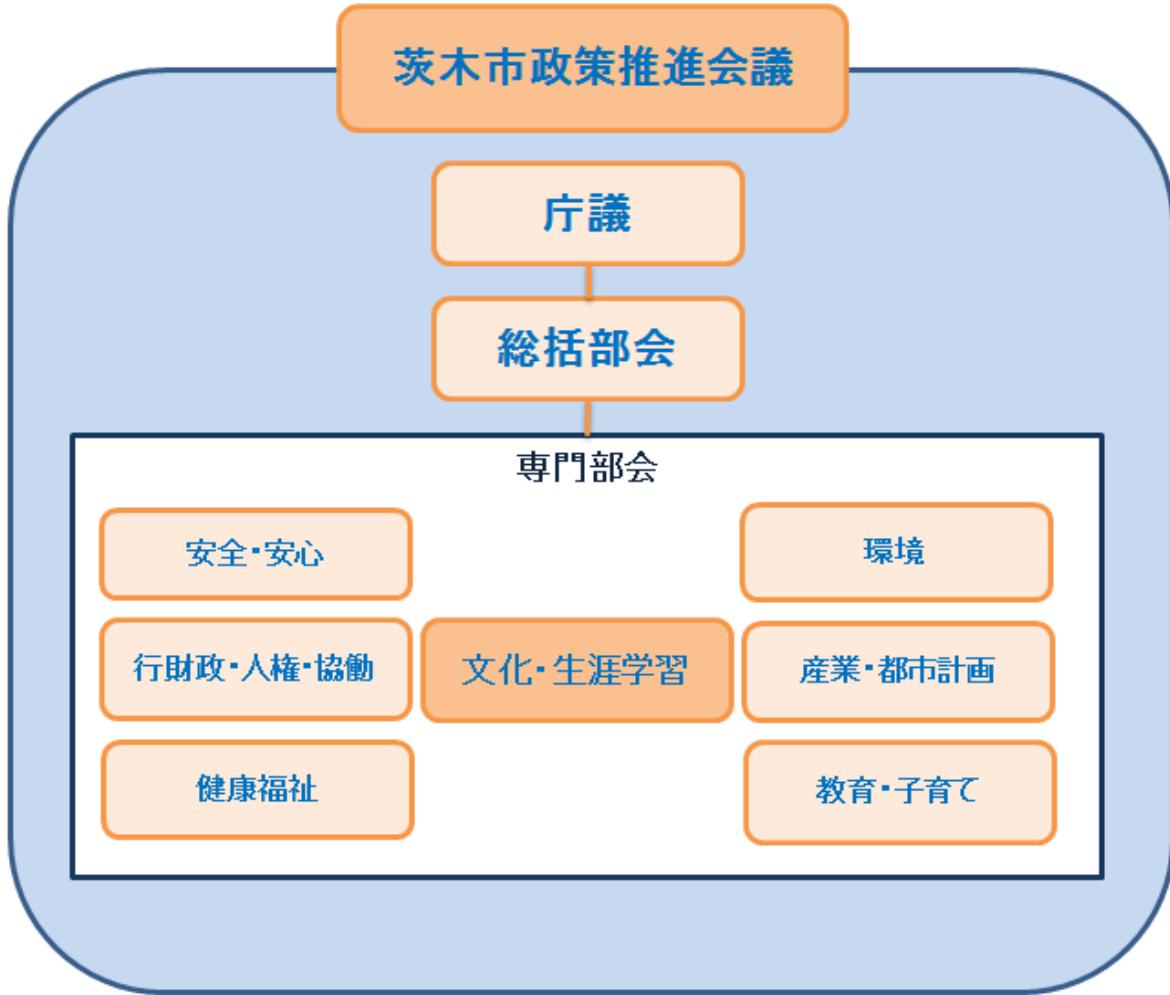
(2) 庁内体制

文化振興施策を総合的に進めるため、平成 25 年度（2013 年度）の機構改革において、これまで教育委員会が所管していた文化振興部門を、教育委員会から市長部局に一元化し、教育、福祉、都市政策、産業などの部門と協力連携し、更なる全市的な文化振興施策を展開していきます。

具体的な庁内の体制としては、茨木市政策推進会議設置規則の「茨木市政策推進会議」における協議・検討を通じて、部局横断的な情報共有・事業連携を進めるとともに、職員研修等により、文化振興ビジョンの周知・啓発に努め、文化芸術活動への参加を促進するなど、その推進・実現を図ります。

また、市の様々な施策が本ビジョンの基本理念と合致しているかを施策評価により検証し、必要に応じて見直しを図りながら、進めています。

【庁内体制（イメージ図）】



2 条例・計画等の策定

本ビジョンの推進に向けた具体的な取組として、文化振興に関する条例制定の必要性や効果等の調査、研究を進めるとともに、総合計画の実施計画において文化振興の推進に向けた事業を立案、計画します。

以上